



平成30年 3 月20日（火）

愛知県振興部アジア競技大会推進課企画・調整G

担 当 岡本、内藤

県内線 2845・2827 ダイヤルイン 052-954-6845

名古屋市総務局総合調整部総合調整室

担 当 岩崎、南部

市内線 2230 ダイヤルイン 052-972-2231

第20回アジア競技大会開催都市契約の締結期限延長について

第20回アジア競技大会開催都市契約の締結期限について、本年 3 月25日から同年 9 月25日まで、6 か月間延長する旨を、本日付で契約の相手方であるアジア・オリンピック評議会（O C A）に対して、愛知県、名古屋市及び公益財団法人日本オリンピック委員会の連名にて通知しましたので、お知らせします。

記

1 延長の理由

O C A との開催都市契約案の修正協議に時間を要するため

2 延長後の締結期限

平成30年 9 月25日

3 経緯

平成28年 9 月 開催都市基本契約 開催都市として愛知・名古屋を決定。
開催都市契約の締結期限を平成29年 9 月
25日までとした。

平成29年 9 月 開催都市基本契約 締結期限を当面 6 か月間延長（平成30年
の変更契約 3 月25日まで）。
この期限内の契約締結が困難な場合、書
簡を他の当事者らに送付することにより、
更に 6 か月間延長できるものとした。

平成30年 3 月 締結期限延長通知 締結期限を 6 か月間延長（平成30年 9 月
（今回の通知） 25日まで）することを通知した。

開催都市契約の概要（OCAからの提示案）

当事者：OCA / JOC / 愛知県 / 名古屋市

意 義：競技大会開催に当たって各当事者の権利・義務を規定

内 容：下記13章（104条）からなる本文及び附属文書（輸送や宿泊施設、マーケティングや放送など11事項についての詳細な定め）で構成

《開催都市契約書本文の構成》

1	基本原則	大会開催の都市への委託等
2	組織運営の原則	大会目的に反した活動の禁止、基本計画の策定等
3	宿泊施設	選手村の設置、メディアの宿泊施設の確保等
4	競技プログラム	競技プログラムの策定、テスト大会の実施等
5	文化プログラム	文化的イベントの計画策定等
6	式典	式典コンセプトの策定等
7	知的財産に関する義務	知的財産の保護義務、エンブレム・マスコット等
8	財政面及び商業面の義務	マーケティング、チケット、財務報告等
9	競技大会のメディア放送	テレビ・ラジオでの放送サービス、IT等
10	輸送	交通管理計画策定、交通支援の提供、鉄道・空港等
11	解約	解約事由、解約手続等
12	全般的な義務	都市の美化、保険、秘密保持等
13	雑則	紛争解決、契約変更手続等